

【表紙】

| | |
|-----------------------|---|
| 【提出書類】 | 訂正発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2022年6月28日 |
| 【会社名】 | 東京センチュリー株式会社 |
| 【英訳名】 | Tokyo Century Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 馬場 高一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区神田練堀町3番地 |
| 【電話番号】 | 0570-084390(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部長 原田 敦 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区神田練堀町3番地 |
| 【電話番号】 | 0570-084390(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部長 原田 敦 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行登録書の提出日】 | 2022年2月17日 |
| 【発行登録書の効力発生日】 | 2022年2月25日 |
| 【発行登録書の有効期限】 | 2024年2月24日 |
| 【発行登録番号】 | 4 - 関東1 |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額400,000百万円 |
| 【発行可能額】 | 400,000百万円 (400,000百万円) (注)発行可能額については、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。 |
| 【効力停止期間】 | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2022年6月28日(提出日)であります。 |
| 【提出理由】 | 臨時報告書を2022年6月28日に関東財務局長に提出いたしました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2022年2月17日付で提出した発行登録書の参照書類といたします。 |

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
東京センチュリー株式会社 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)
東京センチュリー株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)
東京センチュリー株式会社 名古屋営業部
(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)
東京センチュリー株式会社 大阪営業部
(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)
東京センチュリー株式会社 神戸支店
(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)

(注)上記の神戸支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りであります。